

特別養護老人ホームさくら 運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人如水会が開設する特別養護老人ホームさくら（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった者に対し適正な指定地域密着型介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	特別養護老人ホーム さくら
所在地	松山市古三津四丁目638番地

(入居定員)

第4条 施設は、その入居定員を29名とする。（ユニット型個室 29名）

2 ユニット数は3ユニットで、ユニットごとの入居定員は、9名が1ユニット、10名が2ユニットとする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

第2章 人 員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長） 1名

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名

医師は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。

(3) 生活相談員 1名

生活相談員は、入退居に於ける面接手続き事務等と入居者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することを行う。

(4) 介護及び看護職員

介護職員 15名以上

看護職員 5名

介護職員は、入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行い、看護職員は入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理を行う。

(5) 管理栄養士 1名

管理栄養士は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、入居者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行う。

(7) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、入居者の要介護申請や調査に関すること、施設サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などを行う。

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の職員を置くことが出来る。

第3章 設 備

(設備及び備品等)

第6条 施設の設備及び備品は次のとおりとする。

- (1) 入居者の居室は全室個室とする。居室には、ベッドを備品として備え、家具等は入居者の使い慣れたものを使用するものとする。但し、入居者の必要に応じて身の回り品を保管することが出来る設備を備えることとする。

- (2) 共同生活室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。
- (3) 調理室で火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。
- (4) 施設は、入居者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。
- (5) 浴室は、居室のある階ごとに設ける。入居者が使用しやすいようにリフト浴の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。
- (6) 洗面設備は各居室に設け、便所は居室の外で入居者の利便性に配慮した場所に設ける。
- (7) 事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。
- (8) 設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・相談室・宿直室・エレベーター等に加え、多目的用途の地域交流センター（会議室・研修室・催事場など）を設ける。

第4章 運 営

(内容及び手続きの説明と同意)

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について入居申込者及びその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第9条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入居)

第10条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合やその他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなど

の適切な措置を速やかに講ずることとする。

- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退居)

第 11 条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退居のために必要な援助を行う。

- 2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入居者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

- 3 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退居記録の記載)

第 12 条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第 13 条

- (1) 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況に応じて、その処遇を適切に行う。
- (2) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (3) 施設は、その職員が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

(施設サービス計画)

第 14 条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望・入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(介護内容)

第15条 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、または清拭を行う。
- 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に取り替える。
- 5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 6 施設は、栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を行う。
- 7 施設は、前各項のものの他、入居者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 8 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- 9 施設は、入居者に対し当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第16条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

- 2 入居者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第17条 施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第 18 条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 19 条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要がある場合であつて、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

(相談及び援助)

第 20 条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の適確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第 21 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者の為のレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(施設利用の留意事項)

第 22 条 施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、施設の利用にあたり、留意事項は下記の通りとする。

(1) 持ち込み制限

入居にあたり、衣類等の身の回り品以外は原則として持ち込むことができないこととする。

(例) ハサミ・爪切り・果物ナイフ等

(2) 面会

面会は原則として 9 : 00 ~ 19 : 00 までとし、来訪者は、必ずその都度事務所窓口の面会簿に記入することとする。

なお来訪される場合、食べ物等の持ち込みは職員に報告する。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、なるべく2日前まで（但し、緊急やむを得ない場合を除く）に届け出を行う。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出ることとする。前日までに申し出があった場合には、「サービス利用料金表」に定める「食事にかかる自己負担額」は徴収しないこととする。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用する。
- ② 故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、入居者に相当の代価の支払いを請求する場合がある。
- ③ 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。
但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行うこととする。
- ④ 施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできないこととする。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできないこととする。

(利用料)

第23条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の額とし、サービスが法定代理受領サービスである時は、その入居者負担割合に応じた額とし、詳細は重要事項説明書のとおりとする。

(その他の費用)

第24条 施設は前条の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入居者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 居住費 居室内トイレ設置なし（ユニット型個室 29室） 2,006円（1日あたり）
- (2) 教養娯楽費 実費（但し、入居者の希望により実施した場合）
- (3) 事務管理費 1,500円（1ヶ月あたり）
内訳 預金通帳の保管、小遣いの入出金管理、各種税金の手続き等
- (4) 食費 1,445円（1日当たり）
- (5) 特別な食事提供 特別な食事のために要した費用 1食 1,000円
- (6) 理美容代 実費

(7) 日常生活品費 入居者の日常生活に要する費用で、入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる代金の実費

(8) 複写物 入居者もしくはご家族がサービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合、コピー代 10 円/枚

2 施設は、第 1 項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。

(協力医療機関)

第 25 条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力医療機関を定めておく。

2 施設は、歯科治療を必要とする入居者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第 26 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備、又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第 27 条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力医療機関・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第 28 条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の職員であった者（退職者）が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、退職者に対して秘密の保持に関し必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、予め文書により入居者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

第 29 条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応

するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

2 施設は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(事故発生時の対応)

第30条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、入居者やそのご家族に対し速やかに状況を報告、説明するとともに、事故の内容・処置について記録を行い、その被害の拡大・再発防止を図るなど必要な措置を講じます。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(記録の保存)

第31条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。

(緊急時等の対応)

第32条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第33条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策を立て、職員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施することとする。加えて、災害種別毎に具体的な対策計画を作成し、施設の見やすい場所に掲示することとする。

(虐待の防止のための措置)

第34条 事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(その他運営に関する重要事項)

第35条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。ただし、当該入居者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束等の理由、内容、時間帯及び時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録及び再検討記録の整備や適切な手続きにより、身体的拘束等を行う。

- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明書を携行することにより、入居者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。
- 4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

附則

この規程は、平成29年5月24日から施行する。

この規程の変更は、平成29年11月21日から施行する。

この規程の変更は、平成30年11月1日から施行する。

この規程の変更は、令和元年10月1日から施行する。

この規定の変更は、令和2年10月2日から施行する。

この規定の変更は、令和3年4月1日から施行する。

この規定の変更は、令和4年10月1日から施行する。

この規定の変更は、令和5年11月11日から施行する。